第５節　屋内タンク貯蔵所（危令第12条）

１　屋内タンク貯蔵所の施設範囲及び数量算定

原則、１のタンク専用室内にあるタンクは、例え複数であっても同一施設とする。よって、当該施設における数量の算定についても、当該室にあるすべてのタンク容量を合算して算定する。

このことから、例え当該複数のタンクがすべて指定数量未満であっても、当該合算量が指定数量以上となる場合には、屋内タンク貯蔵所として規制される。（不燃区画その他の理由により、別施設と判断され、それぞれの数量が指定数量未満と算定されたものを除く。）

２　屋内貯蔵タンク周囲の間隔（第１項第２号）

⑴　屋内貯蔵タンクとタンク専用室の壁との間には、タンクの点検等に必要な間隔を確保すること。◆（50㎝は義務）

⑵　屋内貯蔵タンクとタンク専用室の屋根（上階のある場合は上階の床）との間隔は、0.5m以上とするよう指導する。◆

３　標識及び掲示板（第１項第３号）

第１節「製造所」の例による。

４　外面塗装（第１項第６号）

第４節「屋外タンク貯蔵所」の例による。

５　通気管（第１項第７号）

危則第20条第２項第１号に規定する「建築物の窓、出入口等の開口部から１ｍ以上離す」とは、通気管の先端から当該窓等までの最短距離を１ｍ以上確保することとし、「敷地境界線から1.5m以上離す」とは、通気管の先端から敷地境界線までの水平距離を1.5m以上確保することとする。

その他、第４節「屋外タンク貯蔵所」の例による。

６　屋内貯蔵タンクの固定

屋内貯蔵タンクは、堅固な基礎の上にアンカーボルト等で固定すること。◆

７　自動表示装置等（第１項第８号、第２項第２号）

⑴　危令第12条第１項第８号に規定する「危険物の量を自動的に表示することができる装置」については、第４節「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

注入口付近においてタンク内の危険物の量を自動的に覚知することができないものは、注入口付近に危険物の量を容易に覚知することができる装置を設けるよう指導する。◆

⑵　危令第12条第２項第２号に規定する「危険物の量を容易に覚知することができる装置」には、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる

伝声装置等が該当する。（S.46.7.27 消防予第106号通知）

8　ポンプ設備（第１項第９号の２、第２項第２号の２）

屋内タンク貯蔵所のポンプ設備は、危令第12条第１項第９号の２及び第２項第２号の２の規定等によるほか、次によること。

⑴　ポンプ設備の周囲には、点検・修理等のための適当な空間を保有すること。◆

⑵　ポンプ設備をタンク専用室に設ける場合で、タンク専用室にせきを設けるときは、せきの内側（屋内貯蔵タンクの存する側をいう。）には、ポンプ設備を設けないこと。◆

9　タンク専用室の構造等（第１項第12号）

屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の構造等は、危令第12条第１項第12号の規定等により、延焼のおそれのある外壁には出入口以外の窓等の開口部を設けることはできないが、防火上有効なダンパー等を設けた換気及び排出設備については、危令23条の規定を適用し、認めることができる。（特例理由必要、特例適用願必要）

なお、当該施設には保有空地の規定がないことを考慮し、本施設の壁は、窓、出入口及び換気設備等以外の開口部は認められない。

10　危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備（第１項第16号）

第１節「製造所」６⑼及び⑽の例によること。

11　出入口のしきい等（第１項第17号、第２項第８号）

⑴　危令第12条第１項第17号の規定により設ける「出入口のしきい」で、貯蔵する危険物の全量を収容することができないものにあっては、当該危険物の全量を収容できるしきいの高さとするか、又はタンク専用室内にせきを設けることで、貯蔵する危険物の全量を収納することができるものとするよう指導する。◆

なお、当該せきは、鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリートブロック造りとし、せきと屋内貯蔵タンクとの間に、0.5m以上の間隔を保つよう指導する。◆

⑵　危令第12条第１項第17号に規定する「床面」とは、当該タンク専用室内のしきい直近の床面とする。

⑶　危令第12条第２項第８号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とするには、出入口にしきいの高さを高くするか又はタンク専用室にせきを設ける等の方法があるが、いずれの方法によるとしても、タンク専用室に収納されている危険物の全容量が収納できなければならないものであること。（S.46.7.27 消防予第106号通知）

12　危令第12条第３項の総務省令で定める危険物（第３項）

危則第22条の７に規定する「危則第13条の７に規定する危険物」に含まれる「これらのいずれかを含有するもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を有することから、危則第22条の８、第22条の９又は第22条の10の措置が必要となるも

のを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」としては扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。

13　不必要な物件について（危令第 24 条第４号）★

⑴　不必要な物件の考え方については第１節「製造所」24 によること。

⑵　当該不必要な物件を置いてはならない範囲には、タンク専用室内、注入時に支障の生じるおそれのある注入口周囲、ポンプ室内及びポンプ設備周囲の囲い内が該当する。